

役員・評議員に対する報酬等の基準

社会福祉法人 北心会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人北心会の役員・評議員の業務に対する報酬並びに費用弁償の額及びその支給方法について、必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程に定める役員とは、常勤役員、理事、監事をいう。

2 常勤役員は、理事長が務める。

(常勤役員の業務)

第3条 常勤役員の業務は、法人の財務管理、各施設・事業所の人事労務管理その他必要とする法人運営の統括に関する業務とする。

(報酬支給の範囲)

第4条 報酬は、その任にあるのみにおいては支給しない。報酬を支給できる業務は次のとおりとする。

- (1) 理事については、理事会・評議員会への出席
- (2) 評議員については、評議員会への出席
- (3) 監事については監事監査会・理事会・評議員会への出席
- (4) 役員・評議員が、その任を実行するにあたって理事長が必要と判断した会議・研修会等への出席

(報酬の額)

第5条 役員・評議員に対する報酬の額は次のとおりとする。

- (1) 常勤役員 月額 100,000 円とし、賞与は支給しない。
- (2) 理事・評議員・監事は年額 10,000 円とする。

(費用弁償)

第6条 費用弁償の額は、職務のために旅行した場合及び法人の会議に出席した場合の費用とし、以下のとおりとする。

旅行・・・航空機・鉄道・バス使用は実費。自家用車使用はバス運賃。
会議・・・交通費として片道 10 km以内 1,000 円 10 km以上 2,000 円

(日当)

第7条 旅行の場合は次のとおり日当を支払う。

在勤地外・・・1日 1,000 円

宿泊を伴う場合・・・1泊につき 2,500 円

(支給方法)

第8条 報酬の支給は、常勤役員については、職員の給与支給と同一とし、その他の役員については、その年度の3月末日までに現金で支払う。費用弁償は、旅行については前日まで、法人の会議出席については当日現金で支払う。

附則

- 一、「役員・評議員報酬規程」は廃止する。
- 一、この規程は、平成29年4月1日より施行する。
- 一、令和1年（2019年）6月17日定時評議員会一部改正施行日を平成31年4月1日とする。
- 一、令和2年（2020年）6月22日定時評議員会一部改正施行日を令和2年（2020年）4月1日とする。
- 一、令和5年（2023年）6月12日定時評議員会一部改正施行日を令和5年（2023年）4月1日とする。